

「千歳市地域公共交通活性化協議会規約」及び「千歳市地域公共交通活性化協議会事務局規程」の一部改正について

令和3年4月1日付で千歳市役所の機構改革が行われ、これまで千歳市地域公共交通活性化協議会の事務局を担っていた「企画部主幹交通政策担当」が「企画部交通政策課」へ組織名が改正されたことに伴い、「千歳市地域公共交通活性化協議会規約」第11条第2項並びに「千歳市地域公共交通活性化協議会事務局規程」第3条第2項及び第3項の一部を改正しました。

また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が令和2年6月に改正されたことに伴い、「千歳市地域公共交通活性化協議会規約」第3条第5号に定める「市町村運営有償運送」を「交通空白地有償運送」に改正しました。

以上の改正内容について、組織名の変更や法改正に伴う名称変更と、軽微なものであり、本協議会の運営や目的等に変更が生じないことから、本協議会に諮らずに事務局において改正を決定し、報告を行います。

千歳市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
千歳市地域公共交通活性化協議会規約	千歳市地域公共交通活性化協議会規約
第1条 ～略～	第1条 ～略～
第2条 ～略～	第2条 ～略～
(事業)	(事業)
第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。	第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。
(1) ～ (4) ～略～	(1) ～ (4) ～略～
(5) <u>市町村運営有償運送</u> の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項。	(5) <u>交通空白地有償運送</u> の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項。
(6) ～略～	(6) ～略～
第4条～第10条 ～略～	第4条～第10条 ～略～
(事務局)	(事務局)
第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。	第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
2 事務局は、千歳市企画部 <u>主幹交通政策担当</u> に置く。	2 事務局は、千歳市企画部 <u>交通政策課</u> に置く。
3 ～略～	3 ～略～
4 ～略～	4 ～略～
第12条～第16条 ～略～	第12条～第16条 ～略～
附 則	附 則
この規約は、平成26年3月7日から施行する。	この規約は、平成26年3月7日から施行する。
附 則 (平成27年1月29日一部改正)	附 則 (平成27年1月29日一部改正)
この規約は、平成27年1月29日から施行する。	この規約は、平成27年1月29日から施行する。
附 則 (平成27年3月30日一部改正)	附 則 (平成27年3月30日一部改正)
この規約は、平成27年3月30日から施行する。	この規約は、平成27年3月30日から施行する。
	附 則 ( <u>令和3年3月24日一部改正</u> )
	<u>この規約は、令和3年4月1日から施行する。</u>

千歳市地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部を改正する規程 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
千歳市地域公共交通活性化協議会事務局規程	千歳市地域公共交通活性化協議会事務局規程
第1条 ～略～	第1条 ～略～
第2条 ～略～	第2条 ～略～
(職員等)	(職員等)
第3条 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。	第3条 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。
2 事務局長は、千歳市企画部 <u>主幹交通政策担当</u> をもって充てる。	2 事務局長は、千歳市企画部交通政策課長をもって充てる。
3 事務局員は、千歳市企画部 <u>主幹付主査交通政策担当</u> をもって充てる。	3 事務局員は、千歳市企画部 <u>交通政策課職員</u> をもって充てる。
第4条～第7条 ～略～	第4条～第7条 ～略～
附 則	附 則
この規程は、平成26年3月7日から施行する。	この規程は、平成26年3月7日から施行する。
	附 則 (令和3年3月24日一部改正)
	この規程は、令和3年4月1日から施行する。